

平成28年度 第6回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成28年度第6回農業委員会総会日程表

日 時 平成28年 9月 6日 (火) 午後 1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 鈴木 和夫

- 議 事
- 日程第1 会議録署名委員の指名
 - 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
 - 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願に対する意見について
 - 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)
 - 日程第9 諮問第1号 法定外公共財産 (道・水路) の用途廃止について
 - 日程第10 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員 (31名)

1番 高橋 幸正

2番 藤田 紘正

3番 石川 有利

4番 星川 安徳

5番	長野 祥	6番	石川 邦彦
7番	合田 慎太郎	10番	石川 雅弘
11番	高橋 裕	12番	山川 不器雄
14番	篠原 義尚	15番	石川 武将
18番	三宅 繁博	19番	武村 喜太郎
20番	武村 美枝子	21番	篠永 貴
22番	三好 忠行	23番	妻鳥 和美
24番	高橋 博	25番	高橋 寅夫
26番	深川 厚	27番	鈴木 博義
28番	高橋 恒男	29番	阿部 恒一
30番	辻 政春	31番	安部 忠男
32番	渡邊 嘉富	33番	坂上 大恭
34番	河村 薫	36番	高橋 祥志
37番	鈴木 和夫		

欠席委員（4名）

9番	篠原 一志	13番	賀田 康臣
17番	鈴木 登雄	35番	齋藤 伊勢子

出席した職員

事務局長	曾我部 和司	次長	大西 唯文
次長	近藤 久幸	係長	岡田 昇
係長	岩崎 浩樹		
農業振興課	課長補佐	鈴木 正志	

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶を
お願い申し上げます。

会 長 挨拶

議 長 只今の出席委員数は、31名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第21条第3項の
規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしま
す。

議 長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
9番 篠原 一志委員、13番 賀田 康臣委員、
17番 鈴木 登雄委員、35番 齋藤 伊勢子委員
より欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
25番 高橋 寅夫委員、26番 深川 厚委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による
通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号18番～21番を議案書により報告)

議長 以上で報告を終わりました。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号38番～43番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号38番 質疑ありませんか。

委員 38番異議ありません。

議長 39番

委員 39番異議ありません。

議長 40番

委員 40番異議ありません。

議長 41番

委員 41番異議ありません。

議長 42番

委員 42番異議ありません。

議 長 43番

委 員 43番異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 案 日程第4、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 (受付番号13番～14番を議案書により報告)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号13番 質疑ありませんか。

委 員 13番異議ありません。

議 長 14番

委 員 14番異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 (受付番号10番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号10番 質疑ありませんか。

委 員 10番異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、変更相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 (受付番号105番～118番、議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号105番、質疑はありますか。

委 員 105番異議ありません。

議 長 106番

委 員 106番異議ありません。

議 長 107番

委 員 107番異議ありません。

議 長 108番

委 員 108番異議ありません。

議 長 109番
委 員 109番異議ありません。
議 長 110番
委 員 110番異議ありません。
議 長 111番
委 員 111番異議ありません。
議 長 112番
委 員 112番異議ありません。
議 長 113番
委 員 113番異議ありません。
議 長 114番
委 員 114番異議ありません。
議 長 115番
委 員 115番異議ありません。
議 長 116番
委 員 116番異議ありません。
議 長 117番
委 員 117番異議ありません。

議 長 118番

委 員 118番異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

渡邊委員 113番は店が来るのか。

局 長 コンビニと郵便局の使用となります。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 (受付番号3番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。

議 長 受付番号3番、質疑はありませんか。

委員 3 番異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。よって、議案第 5 号は、取消相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第 8、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 （受付番号 1 3 8 番を議案書により説明）

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号 1 3 9 番～1 4 1 番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 受付番号 1 3 8 番、質疑はありませんか。

委員 1 3 8 番異議ありません。

議長 受付番号 1 3 9 番～1 4 1 番の再設定について、質疑はありませんか。

- 委員 なし。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 なし。
- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 挙手全員
- 議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。
- 議長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
- 大西次長 （受付番号10番～11番を議案書により説明）
- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議長 これより、質疑にはいります。
- 議長 受付番号10番、質疑はありませんか。
- 委員 10番異議ありません。
- 議長 11番
- 委員 11番異議ありません。

議 長 ほかにも、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第10、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 先月、農業振興課から説明のありました農業振興地域整備計画の変更については特に追加の説明はございません。ご質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

議 長 先月皆さんにお渡しして、異議がある場合は12日までをお願いしますというお願いをしたと思います。それまでに質問があればするのですが、それについて説明したとおりであります。

議 長 特別、質問はございませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決をしたいと思っております。
諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件はすべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（14：05）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 鈴木和夫

委 員 高橋寅夫

委 員 深川 厚